

国土交通省告示第二百六十八号

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）第二十三条第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

平成十五年三月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

認定建築物が計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則第二十三条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。